

6 通所介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
		利用者の数が利用定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合	7時間以上9時間未満の通所介護の前後に日常生活上の世話を行う場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	入浴介助を行った場合	個別機能訓練加算(I)	個別機能訓練加算(II)	若年性認知症利用者受入加算	栄養改善加算	口腔機能向上加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から通所介護を行う場合
イ 小規模型通所介護費	(1) 3時間以上5時間未満	要介護1 (464 単位) 要介護2 (533 単位) 要介護3 (600 単位) 要介護4 (668 単位) 要介護5 (734 単位)		×70/100									
	(2) 5時間以上7時間未満	要介護1 (705 単位) 要介護2 (831 単位) 要介護3 (957 単位) 要介護4 (1,082 単位) 要介護5 (1,208 単位)											
	(3) 7時間以上9時間未満	要介護1 (815 単位) 要介護2 (958 単位) 要介護3 (1,108 単位) 要介護4 (1,257 単位) 要介護5 (1,405 単位)				9時間以上10時間未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位							
ロ 通常規模型通所介護費	(1) 3時間以上5時間未満	要介護1 (403 単位) 要介護2 (460 単位) 要介護3 (518 単位) 要介護4 (575 単位) 要介護5 (633 単位)		×70/100									
	(2) 5時間以上7時間未満	要介護1 (606 単位) 要介護2 (713 単位) 要介護3 (820 単位) 要介護4 (927 単位) 要介護5 (1,034 単位)											
	(3) 7時間以上9時間未満	要介護1 (695 単位) 要介護2 (817 単位) 要介護3 (944 単位) 要介護4 (1,071 単位) 要介護5 (1,197 単位)				9時間以上10時間未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位							
ハ 大規模型通所介護費(Ⅰ)	(1) 3時間以上5時間未満	要介護1 (396 単位) 要介護2 (452 単位) 要介護3 (509 単位) 要介護4 (565 単位) 要介護5 (622 単位)	×70/100	×70/100	×70/100								
	(2) 5時間以上7時間未満	要介護1 (596 単位) 要介護2 (701 単位) 要介護3 (806 単位) 要介護4 (911 単位) 要介護5 (1,017 単位)											
	(3) 7時間以上9時間未満	要介護1 (683 単位) 要介護2 (803 単位) 要介護3 (928 単位) 要介護4 (1,053 単位) 要介護5 (1,177 単位)				9時間以上10時間未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位							
ニ 大規模型通所介護費(Ⅱ)	(1) 3時間以上5時間未満	要介護1 (386 単位) 要介護2 (440 単位) 要介護3 (496 単位) 要介護4 (550 単位) 要介護5 (605 単位)		×70/100									
	(2) 5時間以上7時間未満	要介護1 (580 単位) 要介護2 (683 単位) 要介護3 (785 単位) 要介護4 (887 単位) 要介護5 (989 単位)											
	(3) 7時間以上9時間未満	要介護1 (665 単位) 要介護2 (782 単位) 要介護3 (904 単位) 要介護4 (1,025 単位) 要介護5 (1,146 単位)				9時間以上10時間未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位							
ホ 産業型通所介護費	(1) 3時間以上6時間未満 (1,007 単位)												
	(2) 6時間以上8時間未満 (1,511 単位)												
ヘ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき 12単位を加算)												
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき 6単位を加算)												
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき 6単位を加算)												
ト 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×13/1000)												
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(1)の90/100)												
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(1)の80/100)												
注 所定単位は、イからへまでにより算定した単位数の合計													
： 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目													